

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項第四号及び第五号並びに第五項、第二十一条の二第一項及び第三項並びに第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を第十九号とし、第十二号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 一・一・一・三・三 ペンタフルオロプロパン（別名HFC 二四五f a）

十八 一・一・一・三・三 ペンタフルオロブタン（別名HFC 三六五m f c）

第一条中第十一号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 一・一・一・二・三・三 ヘキサフルオロプロパン（別名HFC 二三六e a）

十五 一・一・一・二・二・三 ヘキサフルオロプロパン（別名HFC 二三六c b）

第一条中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 フルオロエタン（別名HFC 一六一）

第一条中第八号の次に次の一号を加える。

九 一・二 ジフルオロエタン（別名HFC 一五二）

第二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 パーフルオロシクロプロパン

第二条に次の一号を加える。

九 パーフルオロデカリン（別名PFC 九一 一八）

第四条第二号中「二十一」を「二十五」に改め、同条第三号中「三百十」を「二百九十八」に改め、同条第四号中「一万千七百」を「一万四千八百」に改め、同条第五号中「六百五十」を「六百七十五」に改め、同条第六号中「百五十」を「九十二」に改め、同条第七号中「二千八百」を「三千五百」に改め、同条第八号中「千」を「千百」に改め、同条第九号中「千三百」を「千四百三十」に改め、同条第十号中「三百」を「三百五十三」に改め、同条第十一号中「三千八百」を「四千四百七十」に改める。

第四条第二十四号中「二万三千九百」を「二万二千八百」に改め、同号を同条第三十二号とし、同号の次

に次の一号を加える。

三十三 三ふつ化窒素 一万七千二百

第四条第二十三号中「七千四百」を「九千三百」に改め、同号を同条第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 パーフルオロデカリン 七千五百

第四条第二十二号中「七千五百」を「九千六十」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第二十一号中「八千七百」を「一万三百」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第二十号中「七千」を「八千八百六十」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第十九号中「七千」を「八千八百三十」に改め、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 パーフルオロシクロプロパン 一万七千三百四十

第四条第十八号中「九千二百」を「一万二千二百」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第十七号中「六千五百」を「七千三百九十」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十六号中「千三百」を「千六百四十」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十五号中「五百六十」を「六百九十三」に改め、同号

を同条第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十一 一・一・一・三・三 ペンタフルオロプロパン 千三十

二十一 一・一・一・三・三 ペンタフルオロブタン 七百九十四

第四条第十四号中「六千三百」を「九千八百十」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 一・一・一・二・三・三 ヘキサフルオロプロパン 千三百七十

十八 一・一・一・二・二・三 ヘキサフルオロプロパン 千三百四十

第四条第十三号中「二千九百」を「三千二百二十」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「百四十」を「百二十四」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 フルオロエタン 十二

第四条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 一・二 ジフルオロエタン 五十三

第五条第七号中「二十一」を「二十五」に改め、同条第八号中「三百十」を「二百九十八」に改め、同条

第九号中「第十六号」を「第二十二号」に改め、同条第十号中「第十七号から第二十三号」を「第二十三号から第三十一号」に改め、同条第十一号中「二万三千九百」を「二万二千八百」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 三ふつ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

第五条の二第三号中「二十一」を「二十五」に改め、同条第四号中「三百十」を「二百九十八」に改め、同条第五号中「第十六号」を「第二十二号」に改め、同条第六号中「第十七号から第二十三号」を「第二十三号から第三十一号」に改め、同条第七号中「二万三千九百」を「二万二千八百」に改め、同条に次の一号を加える。

八 前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

第六条第一項に次の一号を加える。

八 三ふつ化窒素 別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方  
法

別表第十二の次に次の一表を加える。

別表第十三（第五条 第六条関係）

一 三ふつ化窒素の製造	算定排出量算定期間において製造された三ふつ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふつ化窒素の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該三ふつ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
二 半導体素子等の製造	算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふつ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふつ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した

附 則

三ふつ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された三ふつ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二の規定により平成二十七年度において報告すべき同条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量に関する報告については、なお従前の例による。

## 理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十八号）の施行に伴い、最新の科学的知見を踏まえ、温室効果ガスの種類を追加するとともに、各温室効果ガスの地球温暖化係数を定め、及び変更するほか、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を報告しなければならない事業者の範囲、当該排出量の算定方法等を定める必要があるからである。